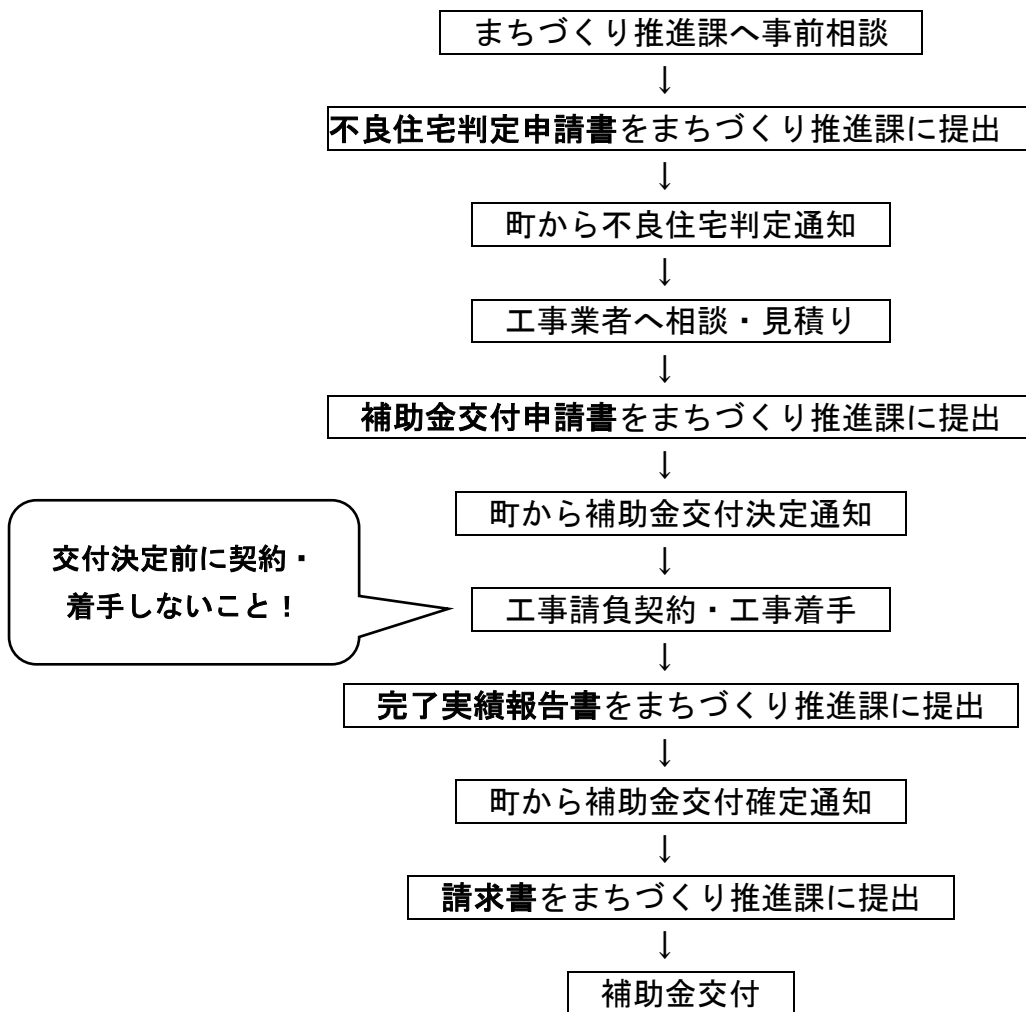


空家除却 補助金申請フロー



- 補助金の額
除却費の4/5 (上限20万円まで)
- 補助金の対象
 - ・ 1年以上居住していない木造住宅
(併用住宅の場合、1/2以上が住居であるもの)
 - ・ 不良住宅
 - ・ 個人所有のもの

お問い合わせ先

蟹江町役場 産業建設部 まちづくり推進課
電話 0567-95-1111 (内線422)